

夏の交通安全運動

べだるこぐ ぼくのあいぼう へるめつと

- 期間 7月10日(月)～19日(水)
- 1 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
 - 2 飲酒運転や速度超過など悪質危険な運転の根絶
 - 3 子どもや高齢者を始めとする歩行者の安全確保
 - 4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

問 千葉県くらし安全推進課交通安全対策室 ☎ 043 (223) 2263

農地違反転用防止対策強化月間(7月～9月)

県では、毎年7～9月までの3か月間を「農地違反転用防止対策強化月間」と定め、パトロールを強化しています。不審な埋め立てなどを発見したときは、連絡をお願いします。

農地を別の用途で使用するときは
農地転用の許可または届出が必要です

- 別の用途の例
- 農地に建物を建てる場合
 - 農地改良のために土砂を入れる場合
- 許可なく転用された場合は罰則が科せられる場合もありますので、必ず事前に問い合わせてください。

問 農業委員会 ☎ (93) 6494

7月分の学校給食費振替日

■日時 7月10日(月)
※7日(金)までに入金確認をお願いします。

問 学校給食センター ☎ (93) 2550

社会を明るくする運動ぬり絵を展示します

この運動は、法務大臣が提唱し、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に、全国規模で実施する運動で、7月は強化月間です。

市では、園児が塗った「社会を明るくする運動」のぬり絵を7月11日(火)から2週間公民館フロアにて展示します。

問 社会福祉課 ☎ (93) 4192

難病患者等見舞金の支給申請

県が認定する指定難病や特定疾患などの治療を受けている療養者に対する見舞金制度があります。

- 対象
次の3つの要件を満たして、
①～④のいずれかの受給者証などの交付を受けている人

- ▼要件
- 市内在住で市内に住民登録がある
 - 市民税が非課税の世帯
 - 市の福祉手当などを受給していない(重度心身障害者等福祉手当を除く)

- ▼受給者証などの種類
- ① 特定医療費(指定難病)受給者証
 - ② 特定疾患医療受給者票
 - ③ 小児慢性特定疾病医療受給者証
 - ④ 先天性血液凝固因子障害等受給者証

- 支給額 月額5,000円
※重度心身障害者手帳福祉手当受給者は月額1,000円

申請する際に必要な物など
詳しくは市公式ホームページをご覧ください。

問 社会福祉課 ☎ (93) 4192

令和5年度物価高騰重点支援給付金のお知らせ

物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり3万円を支給します。

- 対象
- ① 令和5年6月1日に、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯
 - ② 予期せず令和5年1月以降に家計が急変し、令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯と同様と認められる世帯

詳しくは、市公式ホームページを確認するか、問い合わせてください。



問 市コールセンター ☎ 0120 (610) 767
※令和5年7月3日(月)から開設します。

生活困窮者自立支援相談窓口



近年、私たちを取り巻く経済状況の変化を踏まえ、経済的に苦しく、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある人を対象に、相談支援員が自立に向けた様々な無料相談や支援を行います。

今後の生活や仕事に不安や心配、悩みを抱えている人は、相談窓口まで問い合わせてください。

問 自立支援相談窓口(生活支援課内)
☎ 080 (9861) 5646
E lifesupport-tomisato@asahi-net.email.ne.jp

「広報とみさと」に広告をのせてみませんか?

詳しくは問い合わせください。

【問合せ先】広報情報課 ☎ (93) 3895

有料広告スペース

有料広告スペース